日本ポリエチレン株式会社 大分工場	大分県大分市大字中ノ洲二番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	令和六年十二月二十四日
ＵＢＥ株式会社 宇部ケミカル工場藤曲地区	山口県宇部市大字藤曲二千五百七十五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	令和七年一月二十三日
日本ポリエチレン株式会社 川崎工場（南地区）	神奈川県川崎市川崎区千鳥町十番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	令和七年三月二十七日

○国土交通省告示第四百六十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年五月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－660号	油吸着材（マット状のもの）	ＬＣ－Ａ－65－Ｓ	ダイニック株式会社	京都府京都市右京区西京極大門26番地

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十二日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	伊勢崎市赤堀今井町二丁目七七二番一地先から同市赤堀今井町二丁目七九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十五号

令和七年六月十二日

九州地方整備局長　森田　康夫

令和七年六月十二日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市小浜町北野字塩屋七七二番四から同市小浜町北野字塩屋七七五番一まで	前	一一・八五～一四・五五（メートル）	〇・〇四七（キロメートル）
	後	一一・五二～一五・五七（メートル）	〇・〇四七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

第１　起業者の名称　沖縄県

第２　事業の種類　県道東風平豊見城線道路改築事業（沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業を認定した理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「県道東風平豊見城線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）は、沖縄県豊見城市字高安前原から同市字翁長佐葉緑原までの延長3,280mの区間（以下「本件区間」）を全体区間とする事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道東風平豊見城線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により沖縄県が本路線の道路管理者になること、すでに本件事業を開始していることなどの理由から、起業者でもある沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄を起点とし、豊見城市字豊崎に至る9,156mの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊見城市は、県庁所在地である那覇市のベッドタウンとして市街化の進展が著しく、同市の中心市街地である字宜保は、市施行による「宜保土地区画整理事業」による整備が行われ住環境が整備されたことから、市役所、学校等の公共施設、各種店舗が沿道に連担している。また、第３次沖縄振興開発計画の主要プロジェクトとして、平成13年に埋立竣工された同市字豊崎は、多くの住宅やマンション等の住居施設が建設され、病院、学校等の公共施設等も整備され定住化が進んでいる。さらに豊崎美らＳＵＮビーチ、リゾートホテル等の観光施設やレクリエーション施設が整備され、急速な市街地化が進展しており、観光客や県内他市町村からの訪問者の多い地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する、県道256号線の同市字高安の豊見城交差点から同市字名嘉地の名嘉地交差点までの区間及び名嘉地交差点から同市字翁長の翁長北交差点までの区間（以下「現道」という。）は地域住民の地域内交通と観光等による通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況である。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、県道256号線の同市字高安から同市字名嘉地までの区間で20,883台／昼間12時間、混雑度は2.75、同字名嘉地から同市字翁長までの区間で17,474台／昼間12時間、混雑度は1.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間と本路線の一部としてすでに供用済みの翁長北交差点から終点字豊崎に至る1,390m区間を介し一般国道331号豊見城道路と連結され、現道の通過交通が本件区間に分散されることなどから、同市内の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共利益は、相当程度存すると認められる。